行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	人事委員会事務局	整理番号	1-1
許認可等の種類	職員団体の登録				
根拠法令条例 等•条項	・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第53条・教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第29条・職員団体の登録に関する条例(昭和41年長野県条例第29号)				
許認可等の概要	職員団体の登録				
審査基準(未設定の場合はその理由)	1 形式的審査事項 (1) 申請書の提出先の確認 (2) 申請書の提出部数の確認 (3) 申請書の提出部数の確認 (4) 申請書の添付書類の有無の確認 2 実質的審査事項 (1) 申請した職員団体が、地方公務員法第52条に規定する職員団体であること。 (2) 申請書に、職員団体の登録に関する条例第2条に規定する事項が正しく記載されていること。 (3) 申請書に添付された規約に、地方公務員法第53条第2項に規定する事項が正しく記載されていること。 (4) 申請書に添付された証明書に、職員団体の登録に関する条例第2条第2項各号に規定する事項が正しく記載されていること、及び、規約等により権限を有する者が、記名をもって証明していること。				
基準の制定根拠	地方公務員法第5 職員団体の登録/		<u> </u>		
標準処理期間(未設定の場合はその理由)	30日以内				
期間の制定根拠	職員団体の登録に	こ関する条例第3彡	₹		